

令和 8 年度原子力発電所周辺のバックグラウンド  
モニタリングのためのヘリコプター運航

仕 様 書

## 1. 件名

令和 8 年度原子力発電所周辺のバックグラウンドモニタリングのためのヘリコプター運航

## 2. 目的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、原子力発電所等（以下「発電所等」という。）の事故時の航空機モニタリング実施に資するため、全国の発電所等について、バックグラウンド放射線のモニタリング業務を実施している。

本件は、発電所等周辺 3 km～80 km 圏内について、バックグラウンド放射線量の測定を行う上で必要なヘリコプターを運航し、報告書を作成するものである。

受注者は、目的と作業内容、測定方法、関係法令等を十分に理解し、受注者の責任と負担において計画を立案し、本業務を実施すること。

## 3. 作業内容

### 3.1 作業項目

受注者は、以下に示す項目について実施すること。

- (1) 指定された発電所等周辺 3 km～80 km 圏内におけるヘリコプターの運航
- (2) 放射線測定データ取得のための補助作業
- (3) 報告書の作成

### 3.2 作業実施内容

- (1) 指定された発電所等周辺 3 km～80 km 圏内におけるヘリコプターの運航

航空機モニタリングシステムによるデータ取得に必要なヘリコプター 1 機以上及びその運航に必要な人員を手配し、原子力機構が別に契約する「令和 8 年度原子力発電所周辺のバックグラウンドモニタリングによる測定調査」の受注者（以下、「測定業務受注者」という。）と全体調整を行った上でヘリコプターを運行し、その結果をまとめた報告書を作成する。なお、ヘリコプター運航に係わる関係機関、団体及び個人との調整については、受注者が実施すること。また、当該地域における運航上の地形的特性及び飛行制限区域の有無を十分理解し、受注者の責任と負担において計画を立案し、本業務を実施すること。

#### ① 作業実施範囲

- 北陸電力 志賀原子力発電所 海上を除く 3 km～80 km 圏内
- 測線全長：約 590 km
- 測線全長には測線間の折り返し、測線までの輸送及びパラメータ取得のためのキャリアブレーションフライトによる距離は含めない。

#### ② 測定期間

- 受注者は契約後 2 週間以内に作業を開始できるようにすること。また、積雪の影響が考えられる地域については、原則として積雪がない時期までに①で示した作業実施範囲における測定データ及びパラメータ取得に必要なフライトを実施すること。詳細は、関係機関と協議の上決定すること。

#### ③ 作業実施計画と体制

- 作業実施期間及び作業実施範囲に基づき、測定業務受注者と調整を行い、作業実施計画を設定すること。
- 運航に際して乗員としてパイロットの他、コパイロットもしくは監視員 1 名を配置すること。
- 国及び関係機関との調整を踏まえ、作業実施計画を設定すること。

- 飛行制限区域等、本件履行において申請や関係機関等との調整が必要なものについては、円滑に実施できるように受注者において事前に行なっておくこと。
- 限られた期間で実施する必要があることから、過去の実績等を考慮して効率的な測定順番等を設定すること。
- 必要に応じて予備日を内部で確保し、再測定等の工程調整に対応すること。

#### ④ 搭載機器

以下に示す機器一式を航空機内に搭載すること。

<航空機モニタリングシステム（Radiation Solutions Inc.製）一式分内訳>

- 検出器：2台（重量：約80kg）
  - ラドン検出器：1台（重量：約8kg）
  - データ収集装置：1台（重量：約20kg）
  - データ収集装置用バッテリー：2台（重量：約60kg）
  - パソコン：1式（重量：約4kg）
  - GPS受信機：1台（重量：約4kg）
  - 航空機ナビゲーションシステム：1式（重量：約4kg）
  - その他、原子力機構が必要と認めたもの
- ただし、原子力機構と協議の上、受注者が認めた物に限る。

#### ⑤ 機体条件

- 測定業務受注者の乗組員等が、搭載機器と干渉しないスペースが確保された状態で搭乗できること（目安として客室床面積：3.6 m<sup>2</sup>以上）。
- 搭載機器設置箇所の下部及びその周辺に燃料タンクがないこと。
- 電波高度計を備えていること。

#### ⑥ ヘリコプターへの機器の搭載と保険の付保

- ④に示した搭載機器が⑤に示した機体に搭載できることを確認すること。
- 測定業務受注者が作成する作業実施計画に基づき、原子力機構が指定する測定機器等をヘリコプターへ搭載し、フライトできるよう準備すること。
- 作業実施期間中は、精密機器として取り扱うとともに、保険を付保すること。  
保険金額：機器一式に対して100,000千円とする。

#### ⑦ フライト方法

##### a. 測定フライト

- 全作業範囲において測線は南北方向に延びており、その間隔は東西方向に5kmまたは10kmである。
- 測線は両端において3km程度延長してフライトすること。ただし、測線端が海上の場合は、2km程度延長すればよいものとする。
- 1本の測線のフライトを途中で中止した場合、該当箇所のフライトは実施済みの範囲を必ず少なくとも1km以上オーバーラップさせること。
- 航空機ナビゲーションの画面上に示される飛行軌跡が、作業実施範囲を網羅していることを確認すること。
- 解析の際のマップ化を考慮し、条件に沿ったフライトを実施すること。

##### b. 測定フライトにおける条件（表1に再測定判断基準を示す）

- 対地高度は1,000ftを基準とする。
- 対地高度の許容逸脱範囲は750ft～1,750ftとし、これを1km以上連続で超え

ないようフライトするものとするが、安全上やむを得ない理由がある場合、範囲外となってもよいものとする。

- 対気速度は約 160 km/h を基準とし、原則として 130 km/h～180 km/h の範囲内でフライトするものとするが、安全上やむを得ない理由がある場合、範囲外となってもよいものとする。
- a. で示した測線間隔の 1/3 (約 1.67 km) 以上逸脱した状態が 1 km 以上連続しないようフライトすることとするが、安全上やむを得ない理由がある場合、逸脱した状態が続いてもよいものとする。
- 天候等により安全な飛行が困難な場合は、作業を中断すること。また、海拔 6,500 ft 以上の場所の測定作業について、安全の確保が困難と判断した場合は、測定業務受注者、原子力機構と協議し決定すること。
- 原子力機構によるデータチェックの結果、表 1 に示した基準が遵守されていない等の理由で、データに不備があると認められた場合には当該箇所の再測定を指示することがある。

表 1 再測定判断基準の一覧

名称	測定条件	再測定判断基準
対地高度※	1,000 ft を基準とする。 許容範囲は 750 ft～1,750 ft とする。	左記の許容範囲を 1 km 以上連続で逸脱した場合
測線からのずれ※	測線間隔：5 km または 10 km	測線間隔の 1/3 以上のずれがあり、1 km 以上に渡り、逸脱した状態が続く場合

※安全上やむを得ない理由がある場合、範囲外となってもよいものとする。

#### c. キャリブレーションフライト

キャリブレーションフライトの詳細について以下に示す。また、キャリブレーションフライト一覧を表 2 に示す。

- Rn フライト：毎回、可能な限り同一場所の海上において、海拔高度 1,500 ft～3,000 ft まで直線的に上昇するフライトを原則として 1 日 1 回午後 to 実施すること。天候等の問題で海上に出ることが困難な場合は、陸地の起伏の少ない場所を対地高度 1,500 ft～3,000 ft まで直線的に上昇することで、Rn フライトを実施する。
- BG フライト：毎回、可能な限り同一場所の海上において、海拔高度 3,000 ft 程度を保ち、2 分間フライトを Rn フライトとセットで原則として 1 日 1 回午後 to 実施すること。天候等の問題で海上に出ることが困難な場合は、陸地で起伏の少ない場所を 3,000 ft 程度を保ち、2 分間フライトすることで、BG フライトを実施する。
- テストラインフライト：距離 3 km 程度の指定されたライン上において対地高度を変化 (1,000 ft、1,500 ft、2,000 ft、2,500 ft、3,000 ft、5,000 ft) させてフライトすること。上記した対地高度の内、3,000 ft 以下のものは全て必須とする。測定作業の安全確保等の観点から 5,000 ft まで上昇することが困難な場合は、上昇可能な限りの対地高度にてフライトしてデータを取得すること。実施回数は、測定期間中に 2 回以上とする。測定期間中にヘリコプターと検出器の組み合わせに変更が生じる場合、変更前後共に 1 回以上実施し、かつ、どちらか一方が上記の回数を満たすこと。測定間隔は数日間設ける事が望ましいが、気象条件が整わないこと等により、間隔を設ける事が困難と予想される場合、当フライトを連日実施

することについて、測定業務受注者及び原子力機構と協議を行うこと。なお、降雨等により地表面が濡れている場合、放射線が減衰し正確なデータの取得が困難であることからフライトを実施しないこと。

- テストポイントフライト：陸地で起伏が少なく線量の変動の小さい半径 500 m 程度の円の中心付近において対地高度 1,000 ft にて 3 分間のホバリングを実施すること。実施回数は測定期間中に 2 回以上とする。測定期間中にヘリコプターと検出器の組み合わせに変更が生じる場合、変更前後共に 1 回以上実施し、かつ、どちらか一方が上記の回数を満たすこと。測定間隔は数日間設ける事が望ましいが、気象条件が整わないこと等により、間隔を設ける事が困難と予想される場合、当フライトを連日実施することについて、測定業務受注者及び原子力機構と協議を行うこと。なお、降雨等により地表面が濡れている場合、放射線が減衰し正確なデータの取得が困難であることからフライトを実施しないこと。
- 宇宙線フライト：陸地から 1 km 以上離れた海上であり、かつ原子力機構が指定する領域内において、高度 1,000 ft~8,000 ft まで直線的に上昇するフライトを実施すること。なお、測定コース上に雲等があった場合は避けるようコースを変更してもよいものとするが、フライトを中断した場合、1,000 ft から再フライトすること。実施回数は測定期間中に 2 回以上とする。測定期間中にヘリコプターと検出器の組み合わせに変更が生じる場合、変更前後共に 1 回以上実施し、かつ、どちらか一方が上記の回数を満たすこと。測定間隔は数日間設ける事が望ましいが、気象条件が整わないこと等により、間隔を設ける事が困難と予想される場合、当フライトを連日実施することについて、測定業務受注者及び原子力機構と協議を行うこと。
- オーバーラップフライト：指定された約 10 km × 4 本程度の測線を対地高度 1,000 ft でフライトすること。本フライトを実施するタイミングと回数は原則として以下の通りとする。
  - 原則として、測定期間中のヘリコプター及び航空機モニタリングシステムの検出器の交換は行わないが、やむを得ずヘリコプターと検出器の組み合わせに変更が生じる場合、交換前及び交換後のヘリコプターと検出器の組み合わせでそれぞれ 1 回。

表 2 キャリブレーションフライト一覧

名称	フライト方法	頻度
Rn フライト	毎回、同一場所の海上において海拔高度 1,500 ft~3,000 ft まで直線的に上昇する。 海上への移動が困難な場合は陸地の起伏の少ない場所にて実施する。	毎測定日(原則として午後)
BG フライト	毎回、同一場所の海上において海拔高度 3,000 ft にて 2 分間の水平フライトをする。 海上への移動が困難な場合は陸地の起伏の少ない場所にて実施する。	毎測定日 Rn フライト後に実施する
テストライン フライト	指定ライン上を以下の対地高度にてフライト 1,000 ft、1,500 ft、2,000 ft、2,500 ft、3,000 ft、5,000 ft ※下線を付した対地高度でのフライトは必須である。5,000 ft まで上昇が困難な場合は、上昇可能な限りの対地高度にてフライトする。	測定期間中に 2 回以上  測定間隔は数日間設けることが望ましい。
テストポイント フライト	指定ポイントにて対地高度 1,000 ft で 3 分間のホバリング	測定期間中に 2 回以上 測定間隔は数日間設けることが望ましい。
宇宙線フライト	陸地から 1 km 以上離れた海上にて高度 1,000 ft~8,000 ft まで直線的に上昇 海上への移動が困難な場合は陸地の起伏の少ない場所にて実施する。	測定期間中に 2 回以上 測定間隔は数日間設けることが望ましい。
オーバーラップ フライト	指定の約 10 km×4 本程度の測線をフライト	・ヘリコプター及び検出器の交換によりヘリコプターとシステムの組み合わせに変更が生じる場合

⑧ その他

- ・ 航空法(昭和27年7月15日法律第231号)を遵守すること。
- ・ 空港、飛行場及びヘリポート等の使用許可をとり、待機所(事務所)を確保すること。
- ・ 原子力機構職員及び監督官庁職員等が空港等の管理区域に立ち入る際の手続きは、受注者が行うこと。
- ・ ヘリコプターの運航現場における最終的な飛行の可否は、機長の判断に委ねるものとし、その判断結果を原子力機構へ報告すること。
- ・ 輸送以外のフライトは、原則として9:00から15:30の間に実施すること。
- ・ 気象条件等が整った場合、原則として1日あたり3.5時間程度フライトしてデータを取得すること。
- ・ 天候等により安全な飛行が困難な場合は、作業を中断すること。
- ・ 上空の放射線量や発電所からの距離に応じて、退避を優先させること。
- ・ 原子力機構が研究開発を目的として使用する空港等内の事務所付近に放射線測定機器等を設置する場合、設置に関する調整を実施すること。

(2) 放射線測定データ取得のための補助作業

放射線測定データを取得するための航空機モニタリングシステムの操作は、測定業務受注者が実施する。本件受注者においては、測定業務受注者が実施するヘリコプターへの機器搭載補助を行うこと。

(3) 報告書の作成

上記(1)及び(2)の内容をまとめた報告書を作成すること。

3.3 運航者の要件

- ・ 本業務の運航者は、航空法に基づき航空運送事業および航空機使用事業の両方の許可を受けた単一の事業者とする。
- ・ 運航に関する責任(運航管理、運航規定の遵守、安全管理、整備管理、乗員管理、保険契約等)は当該事業者が一元的に負うものとする。
- ・ 安全管理システム(SMS)は当該事業者が自社の責任において構築・運用しているものに限る。
- ・ 本業務に従事する運航乗務員及び整備要員は、当該事業者の運航規程及び安全管理体制の下で運用されるものとする。

4. 提出図書

以下の納品物について、資料はすべて日本語で記述すること。

- |                                    |             |    |
|------------------------------------|-------------|----|
| (1) 作業工程表                          | (契約締結後速やかに) | 1部 |
| (2) 実施計画書                          | (契約締結後速やかに) | 1部 |
| (3) 従事者名簿                          | (作業開始前までに)  | 1部 |
| (4) 運航記録                           | (作業完了後)     | 1部 |
| (5) 報告書                            | (納期までに)     | 2部 |
| (6) 打合せ記録簿                         | (その都度)      | 1部 |
| (7) 上記の書類を収納した電子ファイル(CD-ROM等の電子媒体) |             | 一式 |
| (8) その他、原子力機構が必要と認めたもの             |             |    |

5. 納期

令和9年2月26日

## 6. 納入場所及び検収条件

### (1) 納入場所

〒311-1206

茨城県ひたちなか市西十三奉行 11601 番地 13

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

原子力安全・防災研究所 原子力緊急時支援・研修センター

モニタリング技術開発グループ 指定場所

### (2) 検収条件

本仕様書の定める事項を満足するとともに、提出図書の完納をもって検収とする。

## 7. 検査員及び監督員

### 検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

### 監督員

- (1) モニタリング技術開発グループ グループリーダー
- (2) モニタリング技術開発グループ グループ員

## 8. 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載の無い事項について疑義が生じた場合は、その都度、受注者と原子力機構担当者が協議し、必要な措置を講じるものとする。

## 9. 特記事項

- (1) 原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し、安全性に配慮し、業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (3) 本作業の実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (4) 本業務を遂行する上で、受注者は原子力機構と必要に応じて打合せを実施し、情報共有を図ること。なお、打合せを実施した場合は、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）を作成し、相互に確認すること。
- (5) 異常事態等が発生した場合、安全確保を最優先として受注者は機長の判断に基づき必要な措置を講じ、速やかに原子力機構へ報告のうえ、以後の対応を協議すること。
- (6) 原子力機構が別に契約する測定業務受注者と緊密に連携をとり、業務を遂行する上で必要な作業工程管理、安全管理を実施すること。
- (7) 原則として測定業務受注者（操作員）2名以上が搭乗して、フライトができる状態を確保すること。
- (8) 搭載機器の管理のため、原子力機構職員及び監督官庁職員等がヘリコプターに搭乗する場合がある。

## 10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以 上